

閱覽用

令和2年6月19日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

## 第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月19日(金) 午後2時01分から午後2時43分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

### 農業委員 (18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	<del>18番 菅野 保治</del>
19番 奥平 貢市		

### 農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
<del>38番 伊藤 金志</del>		

#### 4 欠席委員

農業委員(1名)

18番 菅野 保治 委員

農地利用最適化推進委員(1名)

38番 伊藤 金志 委員

#### 5 遅参委員

1番 野地 太郎 委員

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第7 議案第47号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第6回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、18名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、18番菅野保治委員、38番伊藤金志委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

なお、1番野地太郎委員から遅参の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、11番武藤栄利委員、12番中山博之委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年6月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、いずれも借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手方の要望を受けて、申請地に賃借権を設定しようとするものであります。

次に、番号3から議案書5ページ番号5につきましては、いずれも譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所

有権移転するものであります。なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（泉 佳男）委員 議案第43号1番、2番について調査の結果をご報告いたします。

まず1番、貸付人・■■■■さん自宅に6月14日午後1時頃電話したところ、旦那さんはお留守で奥様がおられまして、今回の貸借に対して間違いございませんとのことであります。それで、根本委員と共に現地の田を見に行きまして、その後、■■■■さん宅に伺い、話を伺いました。間違いございませんということでございました。事務局説明の通り、私としては許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

2番につきましては、6月14日、■■■■さん宅に根本委員と共に12時頃伺いまして話を伺いました。間違いのないということであります。それから借受人の■■■■さん、連絡をとりましたが都合が悪いということで、6月15日午後1時頃、現地にて話を伺いました。事務局説明の通り、間違いございませんとのことでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

35番（遊佐一夫）委員 6月15日の午前10時30分より、■■■■さんと■■■■さん、家が前と後ろですぐ隣で、両方からと安齋栄委員と現地を確

認しました。間違いないということで、皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第43号番号4について調査結果のご報告いたします。

まず最初に、推進委員の大内さんの方から報告しようかなと思ったのですが調査の段階で■■■■さんになかなか連絡がとれなくて、ご自宅を伺って私が聞いてきたものですから、私が報告させていただきます。6月14日午後3時に譲受人の■■■さんには、ご自宅に大内信一委員と共に伺ひまして、議案書、図面をもとに確認したところ間違いないということを確認してまいりました。

6月16日、お昼に■■■さん宅にお伺ひしたのですが、議案書、間違いないということをご本人から確認してまいりました。事務局説明の通りでございまして、問題ないものと確認してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

36番（渡邊 久）委員 議案43号番号5について調査内容をご報告いたします。

6月13日、中山博之委員と共に、譲受人の■■■■さんのお宅におじゃまして、現状確認してまいりました。譲渡人の■■■さんには電話で確認をいたしまして問題ないことをご報告いたします。調査内容ですが事務局説明通りでありまして、何ら問題ないものと思われまふ。現地は一枚の水田を分割してある水田で、以前より■■■さんが管理をしておりまして、■■■さんの方から貰

ってもらえないかという話がありまして今回の申請となったようでございます。

何ら問題ないと思いますが皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第43号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第43号1から5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第44号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。



令和2年6月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・[REDACTED]、事後申請となります。昭和50年頃に住宅増築を行いました。増築部分が農地へ越境しており、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号2、申請人・[REDACTED]、経営規模拡大のため、賃借権に基づき申請地に牛舎建築を計画します。牛の糞尿等により発生する汚水については、おが屑等に吸着させ堆肥舎に搬入します。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ですが、農業用施設の用に供するために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

7番（根本信康）委員 議案第44号1について調査結果をご報告いたします。

去る4月14日、泉委員と共に[REDACTED]さんの自宅を訪問いたしました。状況を確認しましたら、本来であれば原状復旧をしなければなりませんが、隣接する住宅敷地との間の法面部分ということで、やむを得ず許可ということにしま

した。皆さんのご審議よろしく願いいたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案第44号番号2の調査結果の報告を申し上げます。

6月14日、朝7時に■■■■さん宅にお伺いしまして、ご都合を確認しましたところ、同日の午後2時くらいであればいいということで、午後2時に大内信一推進委員と共に現地に伺いました。そこで、■■■■さん、■■■、■■■さんの5名で現地並びに議案書を確認していただきましたところ間違いのないということでございます。あとは、ここの土地の所有者は別な方ですから■■■■さんという方から承諾書も上がっております。そういうことで、■■■さんには当日の朝、お伺いをいたしまして都合を確認しましたところ、高齢であり体調がよろしければということでお話をしまして、ちょっと遅れたのですが、■■■■さんにも現地にお越しいただきまして、現地を確認していただきました。牛舎ということで■■■さんのところのお孫さんが就農するということでありました。問題なく許可適当ではないかということで、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第44号1、2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第44号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第45号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和2年6月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・XXXXXXXXXX、譲受人・XXXXXXXXXX・XXXXXXXXXX、事後申請となります。住宅の購入に伴い、50年以上前から使用していた物置、進入路が違反状態である事が判明したため申請します。汚水については、現在汲み取りとなっていますが、売買成立後は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は実家に住んでいます  
が、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚  
水は浄化槽を設置し、既設の排水管に接続し排出します。農地区分について、  
申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と  
判断されるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]  
[REDACTED]、建売住宅の需要が多い申請地に建売分譲を計画します。汚水につい  
ては浄化槽を設置し、既設側溝へ排出します。農地区分について、申請地は小  
集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断される  
ものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号4、貸付人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]・  
[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用と  
なります。公共事業の受注に伴い残土捨場が必要となるため申請地に計画しま  
す。汚水の発生はありません。農地区分について、[REDACTED]は概ね  
10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断され、[REDACTED]  
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、  
[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]は農業振興地域の整備に関する法律第8  
条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物  
の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができる

と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号5、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、道路改良工事に伴い資材置場及び駐車場が必要となるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができますと判断されるものであります。

番号6、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、

住宅需要の見込まれる申請地に共同住宅及び宅地分譲を計画します。汚水は公共下水道に接続し排出します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号7、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、日照条件の良い申請地に太陽光発電事業を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号8、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、一時転用となります。公共工事等で発生する残土を受入れ、農地改良を行うため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内

にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 議案第45号1番について調査内容をご報告いたします。

6月14日午後2時30分より伊藤推進委員とともに、譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さんから聞き取り調査を行いました。内容については事務局説明の通りです。譲渡人の■■■■さんは現在■■■■に住んでおり6年程前から空き家状態になったものですが、この案件については顛末書が出ております。調査の結果、自由に入る進入路が他にはなく、他にも特別に入るような道路も設置することができないということでもありますので、調査の結果、やむを得ず許可できるものと判断しました。皆さんのご審議宜しく申し上げます。

7番（根本信康）委員 議案第45号2につきましてご説明申し上げます。

6月14日、■■■■さんのお宅に伺いまして、話を伺いました。内容につきましては事務局説明の通りで、許可適当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第45号番号3について調査内容を報告いたします。

6月13日に、譲渡人・[ ]さんと譲受人・[ ]の[ ]さんから内容を聞き取り、推進委員の安齋浩一さんと共に現地調査を行いました。内容は事務局説明の通りです。調査の結果、周りが住宅地で特に問題ないため、許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第45号、4番と5番について調査内容をご報告いたします。

まず先に4番、これは全て一時転用ということでありまして、10,000㎡を超えるということで、16日の午後から奥平会長、野地職務代理、事務局より野地係長と長谷川さん、推進委員の平さんと私、借受人の方で[ ]さんの担当で[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんの計8名で現地を確認いたしました。現地は今現在、遊休農地で田んぼはほとんど作付けされていない状況です。なお、貸付人の[ ]さん、[ ]さんがいなくて、お父さんの[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんがいなくて息子さんの[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんにそれぞれ申請内容を確認しましたところ、間違いありませんということで、私としては何ら問題なく許可適当と思われまますので、皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして番号5につきまして、15日の午後から推進委員の松本委員と貸付人の[ ]さんと共に現地で確認をいたしました。申請内容について間違いはないということでありまして、借受人の[ ]さんには電話にて確認いたしましたところ、申請内容に間違いございませんということでありまして、何

ら問題なく許可相当と思われまますので、皆さんのご審議よろしくお願ひいたし  
ます。以上です。

13番（安齋 栄）委員 議案第45号番号6について調査内容をご報告い  
たします。

15日午前11時に遊佐一夫推進委員と共に、譲渡人の■■■■氏、譲受人の  
■■■■さんから現地にて  
聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明の通りです。特に問題なく  
許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

29番（遠藤伝栄）委員 議案第45号番号7について調査内容をご報告い  
たします。

6月12日の夜7時過ぎに、■■■■さ  
んに電話にて申請内容についてお聞きいたしました。次の日、13日午後1時  
半から佐藤信喜智農業委員、譲渡人・■■■■さんと現地で内容を聞いて参りま  
した。内容については事務局説明の通りで、特に問題なく許可相当と考えます。  
皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 議案第45号8番について調査報告をいたします。

6月13日に佐久間推進委員と共に現地を確認しまして、貸付人・■■■■  
■■■■さんと借受人の■■■■さんと現地を確認しました。  
現地は、平成30年に許可済みの場所でありまして、残土が少なく、まだい  
っぱいになっていないので、期間を延ばしたいということで今回に至ったとい



うことで、一時転用後は農地として使うという内容で許可適当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第45号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第45号1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第46号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積

計画の決定について意見を求める。

令和2年6月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6月30日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書19ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、安達地区、7筆12, 232㎡、岩代地区、2筆2, 488㎡、東和地区、13筆26, 535㎡、合計22筆41, 255㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の6件について申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

番号4、1筆、地目・田、面積・2, 085㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

番号6、2筆、地目・田・畑、面積・2, 488㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、使用貸借。

議案書14ページをご覧ください。

番号7、1筆、地目・田、面積・1, 977㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、農地の名義人はXXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

番号8、1筆、地目・田、面積・5, 750㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、農地の名義人はXXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・6ヵ月、賃借

料は10アール当たり年間[ ]円。

番号9、1筆、地目・田、面積2,328㎡、設定する者・[ ]、農地の名義人は[ ]、設定を受ける者・[ ]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間[ ]円。

議案書17ページをご覧ください。

番号16、2筆、地目・田、面積・2,592㎡、設定する者・[ ]、設定を受ける者・[ ]、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間[ ]円。

利用権設定の番号1から16の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

(午後2時37分 1番野地太郎委員 入室)

議長(奥平貢市)会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中16について、[ ]番[ ]委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長(奥平貢市)会長 まず、議案第46号1から15について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは議案第46号1から15について採決いたします。

議案第46号1から15について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第46号1から15については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第46号16について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

( ■番 ■委員 退席)

議長（奥平貢市）会長　これより、議案第46号16についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第46号16について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第46号16については、

原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

( ■番 ■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第47号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第47号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年6月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1、2が ■との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

なお、今回の配分計画については以前に承認いただき、福島県農業振興公社への利用権設定がされている農地について、転貸先の変更を行うものです。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第47号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第6回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時43分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年6月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 栄利

署 名 委 員 中山 博之